

陳述書

大阪地方裁判所御中

2008年2月5日

氏名

住所

私は、2006年4月に、統廃合で3月に閉校となった 高校から転勤となり、現在は同じ 市内にある 高校に勤務する数学の教員です。両校とも、郊外の住宅地に位置し、教育熱心な保護者が多く、公立校としては比較的経済的ゆとりのある家庭の多い地域の地元校で、卒業後の進路も進学(大学・短大・専門学校)希望者が多数(8割以上)を占め、同時に、部活動や文化祭・体育祭などの生徒の自主的活動の非常にさかんな自由な雰囲気のある学校です。全体的としては落ちついた学校に見えますが、個々の生徒達は、進学・学力についての悩み、人間関係についての悩み、両親の離婚・経済的問題などの家庭的な悩みなど、さまざまな問題を抱えています。

私は、自己申告票を提出していませんが、05年度末の校長からの評価結果開示(廃校となった前任校の年度末評価)に対して「苦情申し立て」を行ないました。その苦情への返事として、偽りの事実を含む校長の供述の書かれた調書が送られてきました。以下、私への評価と苦情申し出の過程での体験にもとづいて、「評価・育成システム」の問題点のひとつとして、虚偽の事実をさえ根拠とするきわめて恣意的なシステムとなっていることを明らかにしていきたいと思います。

記

1. 評価結果への疑問

私になぜ、「苦情申し立て」をすることになったのかについての経過からお話します。前任校は、地域住民・保護者からの評判のよい地元校でしたが、02年の夏、突然、市内の別の全日制普通科高校との統廃合が発表されました。現場の職員や地域には何の説明もなく、突如の新聞発表でした。校長は、地域、在校生・保護者、教職員の反対を押し切り、06年3月の廃校を推し進め、また、同時に、04年4月開校の新校(普通科総合選択制)の校長も兼任しました。

05年度は、3年生一学年のみとなり、統廃合による生徒へのさまざまなしわ寄せが顕在化した年でした。常勤の数学教員が私ひとりとなり、就職や進学など進路別の多種類の教科指導がすべて私一人に集中するようになりました。クラス担任を外れて多様な生徒に対応するための教科指導に専念するというのが普通なのですが、「担任は持ち上がりが望ましい」と

という考え方を尊重し、過重負担ながらクラス担任も引き受けることになりました。廃校となる最後の一年は、就職や進学相談、進路に対する生徒と親の意見の調整など、さまざまな業務に追われ、多忙きわまりない一年となりましたが、クラス全員の進路も確定し、生徒たちを一人残らず無事送り出すことができました。母校が消滅するという悲しみにもかかわらず、生徒たちは文化祭で母校の歴史を振りかえる企画にも取り組みました。また、母校の閉校式も兼ねた最後の卒業式でも、閉校を決定した大阪府の責任者である教育長の目の前で、「君が代斉唱」時にほぼ全員が着席して自分達的意思を示すなど、自主性のあるたくましい生徒に育ってくれました。

その後、年度末(06年3月)3年生の担任を終えた私に対して、評価結果を開示する面談がありました。評価は「B」でした。わたしは、なぜその評価になったのかについて、校長や教頭に質問しました。その過程で、第一次評価者である教頭が、私のクラスがどういう進路希望者のクラスか、そもそもカリキュラムがどうなっているか、など、まったく把握していないことがわかりました。私のクラスは、理系・文系大学・短大志望者、看護学校志望者¹とその他専門学校志望者、就職希望者がいて、文・理系混合クラスだったのですが、教頭は「全員理系のクラスじゃなかったでしたっけ?」「そんなこと(クラスの構成や教育課程のことなど)知るわけない」とのことでした。私は、評価項目の「学ぶ力の育成」や「自立・自己実現の支援」について、個々の教職員の仕事の内容や分担を把握しないでどうして評価できるのか、疑問に感じ、この点を二次評価者である校長に尋ねましたが、納得のいく答えは得られませんでした。また、校長は、「あなたにはもっと高い能力があると思うが、(7月21日～8月上旬)入院・通院があったため、『十分発揮している』までにはいたらなかった」とも述べました。私は納得がいかず、「夏休みはじめに事故に遭い休暇を取ったのは事実だが、病気・怪我などで休暇をとると、仕事に支障をきたさなくても評価に影響するのですか」と尋ねました。しかしこれに対しても、答えは得られませんでした。私は、校長や教頭との面談の過程で、評価の仕方そのもののずさんさを強く感じ、「B」評価に不満というより、評価の根拠を知りたいと考え、「苦情申し出」をしようと考えるようになりました。

2. 苦情申し出への返事

次年度、現任校に転勤してから、06年4月に、大阪府教育委員会内の「苦情審査会」に「苦情申し出」を行ないました。私の苦情申し出に対して、7月になって、ようやくその返事が校長の供述を聴取した「調書」として送られてきましたが、その内容を見て私は唖然としました。「無断欠席の生徒やその保護者と比較的密に連絡をとるなど、熱心な対応は認めるものの、担任する生徒を職員室で必要以上に大声でしかりつけるなど、カウンセリング・マインドという観点から十分でない場合もあった。」と、事実と反する完全な捏造による誹謗・中傷の言葉が書かれていたからです。さらに、他にも、評価開示面談の時全く述べられなかった理由が、しかも意図的と思えるマイナス評価の言葉が多数付け加えられていました。私は、「生徒を職員室で大声で叱りつけた」という事実無根の文面を見て、はらわたが煮えくり返るほどの怒りがこみ上げ、思わず「調書」を破り捨てたい衝動にかられました。その一方、全身の力が抜け、二度と「調書」を見たくない気持ちにもなりました。私は自分の人格が侮辱された気持ちになり、ひどく傷つきました。

後で考えると、その年の春、ある生徒が私に大声をあげるということがあったので、そのことが関係あるかもしれないと思いました。その生徒は、「親は大学へ行くことを望んでいるけど、自分は専門学校も考えてみたい」など、進路のことで悩みを持っていました。そんな中で、「担任は大学へ無理やり行かせようとしている」などと誤解し、休み時間に廊下で出会った担任（私）に大声でくっつかかっていたことがありました。生徒指導部長は、この出来事に対し、私が、生徒からの「暴言」として「停学」を要求するのではないかと早とちりし、「保護者の理解が得られないからやめておくように」と言ってきました。私は、「処分」など思いもよらず、もともと進路上の悩みで不安定になっていた生徒が、何かのきっかけで「切れた」だけで、「暴言」にはあたらない、と答えました。その後、親は自分の進みたい道に進めばよいと考えていることが生徒本人にわかり、私への誤解も解け、専門学校への進学が決まりました。その際、保護者から、「(子どもの)進路の方向が定まらないという入学以来の親の悩みが解決した。」と感謝されています。

実際にあったのはこのように生徒が大声を上げたということなのに、「生徒を大声でしかりつけた」とされ、「カウンセリング・マインドという観点から十分でない」というマイナスの評価が下されたわけです。もし、本当に校長が、私が「職員室で生徒を必要以上に大声でしかりつけた」ということを確認していて、私の評価の根拠にしていたのであれば、なぜ、評価開示のときに直接言わなかったのでしょうか。直接私に言っていれば、すぐに私は訂正を求め抗議したと思います。直接言わなかったのは、そのときには、それが評価の根拠ではなかったからだと思います。少なくとも、校長からそのような確認をうけたことはなく、はじめに下した評価を維持するために無理やりあとでつけた理由づけに思えてなりません。

私は、このような事実と反する事柄をもとに評価されてはたまらないので、直ちに「苦情審査会」に「苦情申し出」の追加意見を提出し、訂正を求めました。しかし、「苦情審査委員会」は、私の「追加意見」には一言も触れることなく、「校長から聴取した内容について判断したところ、評価結果を不当とする事実が認められなかった」とだけ理由をつけて、「審査の結果、校長の行った評価について、妥当である」との決定を下しました。このように、現行の「苦情申し出」制度は、苦情の内容の具体的な事実の調査はせずに、校長の言い分の通り認めるだけのもので、教員の苦情の申し出について、校長が認めた場合にだけ、変更を認めるというものでしかないということが、明らかになったと思います。同時に、この苦情申し立ての過程で、この評価制度が校長の独断を許す、客観性のない、いかにずさんなものであるかも示されたと思います。

3. 統廃合を通じて感じた問題点

このようなずさんな評価が前任校で生じたのは、なぜでしょうか。以下、私がこのシステムについて感じたことを述べたいと思います。

私は、統廃合の問題と「評価・育成システム」に批判的意見をもつ教職員の多い職場だったことが関係していると思います。

前任校では、制度の試行・試験的实施等の段階では、「このような制度は何もプラスにな

らない」という意見が強く、また、「管理職が、50人以上もいる教員の仕事を正確に把握するのは無理」などの意見もあって、多数の自己申告票不提出者がおり、しかも中心的に仕事をしている人たちが不提出でした。しかし、統廃合に伴い、職員数が、04年度には約3分の2(生徒は2学年、11学級)、05年度には約3分の1(生徒は1学年5学級)となり、本格実施にいたり、不提出者は少数となっていました。統廃合が決まり閉校に至る過程で、最後の生徒たちの教育条件が下がらないようにその整備を大阪府に要求しましたが、ほとんどかなえられることがなかったので、残った教員たちが、少ない人数にもかかわらず献身的に仕事をしました。そのような中、管理職は、提出さえしてくれれば良い評価(A評価)をつけることを匂わせて、不提出者に提出をうながした結果ではないかと感じます。

05年の閉校の年度には、統廃合にともなう矛盾は、もっとも顕著にあらわれていました。校長は、「大過なく、閉校が完了し、新校が普通科総合選択制の学校として、華々しく閉校し、その新校への引継ぎがうまくいけばよい。」という考えで頭がいっぱいでした。また、大阪府は閉校イベントには、お金を出すけれども、統廃合を憂える内容は許さない、という姿勢でした。いったい、どこに自分の母校がなくなるのを祝う生徒がいるのでしょうか。母校がなくなることを素直に悲しんではいけないとされたのです。最後の卒業生の進路保障に関して、大阪府は、職員の数面などお粗末な中身で、十分な保障をせず、また、盛んだった「文化祭・体育祭」や「部活動」に対しても、行事縮小方向への圧力があって、さまざまな困難が強いられました。それらは、府のバックアップのない中、教職員の献身とそれまで培われた子どもたちの自主性によって維持されたにすぎません。そして、このような矛盾は、最後の卒業式に対して、閉校を記念して儀式的な卒業式が大阪府から強要されたことによって頂点を迎えました。別れを惜しみたいという生徒・教職員・保護者たちの思いにもかかわらず、格式ばったものものしい雰囲気が出演され、始めて日の丸が中央に掲げられ、わざわざやってきた教育長が「祝辞」を述べる中、「君が代斉唱」時の起立では、大部分の生徒がこれを拒否して自分の意思を示したことは先にも述べました。

この年は、とにかく、生徒・保護者、教職員の廃校への不満を抑え、無事、閉校さえ行えれば、そのために、職員が頑張ってくれれば、『自己申告票』は、中身はともかくとして、出してさえくれれば、というのが、管理職の本音だったのではないかと思います。校長の供述を書いた「調書」の内容は、それでも「不提出」を貫き「苦情申し出」までした私に対して被害者意識を持ったのか、また、評価開示であまりマイナス面をあげられなかったのが無理にマイナス面を探がさざるを得なくなったということかもしれません。いずれにせよ、この評価システムは、校長の恣意的な評価を許すものになっていることは、まちがいないと思います。

4. 「評価・育成システム」の問題点

しかし、「評価・育成システム」は、単に虚偽の事実によるずさんな評価を許すシステムということにはとどまらないと思います。「自己申告票」は、校長の示す学校目標に従って書かねばならないものであり、これに従えば、今回のケースで言えば、「高校改革」という美名のもとで「廃校推進」を書かねばならないこととなります。今のところ、校長の示す学校目標に従うという点はいまいに運用されていますが、「評価・育成システム」が定着すれば、

学校目標への従属は強化され、ますます、生徒・保護者の教育権はかえりみられなくなるでしょう。また、教員・生徒への思想的管理統制の道具として利用される危険性もあります。先の卒業式の件でいえば、卒業式直後の06年3月の大阪府議会の教育文化常任委員会で取り上げられて、「教育長が出席する卒業式でありながら担任や卒業生の大半が君が代斉唱時に着席」したとして、卒業式に出席した府会議員は「この学校にどのような指導をしているのか」と教育委員会を追及しました。「評価・育成システム」についての議論の中でも、別の議員が「自己申告票」の提出率など実施状況についての質問を行なう中で、「(着席者が多数出た)さきほどの学校の教員の評価はどうなっているのか」との質問を教育委員会にぶつけています。これは、システムの趣旨からして、「日の丸・君が代」に非協力的な教員の評価は低くて当然との考えから述べられており、このシステムの教員・生徒への思想的管理統制の側面がよく現れていると思います。

このように、「評価・育成システム」の「自己申告票」は学校目標に従って書かなければならないこと、評価のシステムがずさんであり、校長の独断による恣意的な評価を排除するシステムがないこと、評価内容によって、莫大な金額の損害が教師の側に生じること、等を考えあわせると、「評価・育成システム」は、教員の思想統制の道具にされる条件がそなえられていると感じます。

そして、このシステムは、教職員の自主性の破壊による教育内容への介入であると同時に、生徒・保護者の教育権をも侵害するものでもあると思います。この成果主義的目標管理システムでは、「自己申告票」の提出によって、生徒を数値化・計量化し、操作の対象にすることになります。幸い、廃校になった前任校の生徒たちは、希望通りの多様な進路に進むことができっていますが、すでに一部の高校では、大学 名合格、などの学校目標をあげるような動きもあるそうです。生徒の進路希望は多様です。就職希望の者もいれば、専門学校へ進みたい者もいます。学校目標に合わない生徒の教育は顧みられない、そんなことがあっていいのでしょうか。いいはずはありません。

5. まとめ

「評価育成システム」に問題を感じ、不提出であった教職員の多くが、提出せざるをえなくなってきましたが、それは、けっして、この「システム」が改善されたからではなく、給与反映が実施されたため、やむをえず提出しているにすぎません。わたしは、「さまざまな目標をもち、さまざまな課題をもった生徒たちに寄り添う教員であり続けたい」という思いから、「自己申告票」は提出することができません。「評価・育成システム」とその給与への反映を許すことはできません。